平成２８年（フ）第９３１号
大阪市東淀川区北江口１丁目３番２―301号
債務者　板橋　　薫（旧姓垣内・西村）
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０１５号
大阪市淀川区塚本４丁目16番67号
債務者　奥村裕一郎
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０１９号
大阪市平野区瓜破６丁目７番18号、前住所大阪市中央区南船場１丁目４番21―703号
債務者　中尾　貴志
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０２０号
大阪市港区市岡２－６－２―902、住民票上の住所名古屋市中村区本陣通５丁目89番地東新ビル202号
債務者　岩崎　尚之
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０３４号
大阪市西区九条南４丁目１番18号　405、前住所大阪市港区市岡１丁目14番10号　アヴァンス弁天町　403号
債務者　黒岩　春樹
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０４３号
大阪市東成区深江北３丁目７番15号　ＯＲＩＥＮＴ　ＦＵＫＡＥ　302号
債務者　重　　仁司
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１３６号
大阪府寝屋川市香里南之町32番５―1001号
債務者　岸本　祐彰
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２１８号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目２番20―201号
債務者　山本　幸広
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２５１号
大阪府豊中市本町３丁目15番14―205号
債務者　久井田道子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４８９号
大阪市生野区新今里４丁目６番18号　ベストレジデンス今里駅前６－Ｃ
債務者　田中志づこと　ＣＨＵＮＧ　ＣＨＡＮ　ＩＭ　鄭　　賛任
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７１３号
大阪市東住吉区湯里２丁目10番23号コーポシーダ４階403号
債務者　浜上道信こと　濵上　道信
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７１４号
大阪市東住吉区湯里２丁目10番23号コーポシーダ403号
債務者　髙谷　初美
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８８４号
大阪市淀川区加島２丁目６番３号
債務者　大地賢一郎
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８８６号
大阪市中央区谷町５丁目３番16―407号
債務者　山本　悦子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９００号
大阪府高槻市芝生町２丁目10番７―307号
債務者　呉山龍漢こと呉山龍一こと呉龍漢こと　**呉**　　龍漢
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９０３号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目９番18―316号
債務者　江川　雅人
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部